

ノルウェー王国やスウェーデン王国における犯罪被害者支援についての調査報告

1 調査の目的・概要

近時、犯罪被害者に対する支援は、徐々に注目されて、様々な支援制度が整備されてきています。

しかし、その支援が統一的に整備されてきているかというと必ずしもそうではありません。そのため、支援制度が用意されていたとしても、犯罪被害者自身は、その支援の存在を知ることさえ満足にできていないというのは、犯罪被害者支援に携わる弁護士の実感です。

そこで、もっと利用しやすい制度に整備し、統一的に犯罪被害者支援を推進していくことを目指して、日弁連の犯罪被害者支援委員会では、犯罪被害者支援の施策を専門的に扱う被害者庁の設立を目標としています。その目標達成のための調査の一環として、同委員会の委員15名で、犯罪被害者の施策が進んでおり、また、それを専門的に扱う省庁がある、ノルウェー王国及びスウェーデン王国を訪問・調査してきました(現地での調査期間は2014年9月15日から9月19日)。

今回の調査は、事前に質問事項等を訪問先に送付させていただいた上で、ノルウェーでは、暴力犯罪補償庁・市民庁・ノルウェー弁護士会を訪問し、スウェーデンでは、犯罪被害者庁・ウメオ大学・被害者弁護人・ストックホルム検察庁・子どもの家・ハル刑務所を訪問し、訪問先からのレクチャーと質疑応答を行いました。

訪問先は多岐にわたり、その内容も多様なものでの、詳細は調査報告書にまとめる予定ですが、本稿では、主に被害者の支援を専門に扱っている機関の概要について報告します。

2 ノルウェー王国における犯罪被害者支援

ノルウェーにおける被害者支援の施策を行う機関としては、まず、首都オスロにある市民庁があります。市民庁は、2004年に法務省から独立した機関で、総務局・法律扶助局・後見局と共に、犯罪被害者に対する補償を取り扱う補

償局が設置されています。市民庁はいくつかの被害者支援の機関をとりまとめる事務局的な役目や、後述する暴力犯罪補償庁の補償金の裁定に対する不服申し立てを受けつける役割を担っています。

暴力犯罪補償庁は、ヴァルド(Vardø)というノルウェーのほぼ北端にある町にあります(他に14の地方事務所があります。)。その名のとおり暴力犯罪によって被害を受けた者に対して補償金を支給することを業務の一つとしています。ただ、補償金を支給するだけではなく、その下部組織である犯罪被害者支援事務所が各地にあり、犯罪被害者はこの支援事務所に連絡すれば、ソーシャルワーカーなどが対応し、補償金申請の支援から精神科医にコンタクトをとつてもらえる等、被害者支援全般の窓口となっています。

また、ノルウェーでは補償金を支給するだけではなく、回収庁という省庁において、加害者に対し補償金の求償も行っています。いわゆる背番号制を採用している国そのため、加害者の財産の捕捉率は高く、回収の実効性には高いものがあるようです。

そして、ノルウェーの訪問先では必ず、2011年7月22日ウトヤ島などで発生し、77名の犠牲者を出した連続テロ事件の話が出ました(ノルウェー弁護士会でもこの事件の際の被害者支援弁護士の役割や活動の話が主なものでした。)。

ノルウェーでは、連続テロ事件が発生する前から、市民庁や暴力犯罪補償庁はありましたが、この事件を契機として、補償金の増額など一層犯罪被害者支援の制度を充実させていくというようです。

3 スウェーデン王国における犯罪被害者支援

スウェーデンでは、統一的に犯罪被害者支援の施策を行う機関として、ウメオという都市に犯罪被害者庁があります(いくつかの機関に分

かれているノルウェーとこの点で異なります。)。

犯罪被害者庁は1994年に法務省から独立した機関で、その主な活動は、①国による犯罪被害の補償、②犯罪被害者基金の管理、③犯罪被害者に関する情報の収集・伝達、④加害者に対する求償です。

犯罪被害の補償の点では、最初に国による補償がなされるわけではありません。スウェーデンは付帯私訴の制度があることから、加害者に損害の賠償を請求する場合、刑事の判決と共に民事の損害賠償も定まることになります。この民事の損害賠償請求については、強制執行庁という機関がその回収を手伝い、回収できない場合には保険の使用が検討され、保険でも支払われない場合には犯罪被害者庁からの補償がなされることになります。補償が行われた場合、加害者に求償が行われるのはノルウェーと同じです。

なお、強制執行庁は、税金や民事債権の執行も取り扱う機関ですが、一方で債務者の経済的更生や若者に対する借金などを含む家計管理の教育なども取り扱っている非常にユニークな機関です。強制執行庁の担当者の方が、債権者と債務者のバランスを取ることが強制執行庁の役割ですといなながら、我々に水準器をかたどったキーホルダーのお土産を手渡してくれたことがとても印象に残っています。

また、犯罪被害者庁が管理する犯罪被害者基金とは一定の犯罪について有罪判決を受けた者から、一判決ごとに定額で回収したお金を原資に、犯罪被害者ではなく、その支援団体や研究者に交付されるものです。

このような犯罪被害者庁による被害者支援の施策以外にも、捜査段階から裁判所からの任命で弁護士が選任され取調べに立ち会うこともある被害者弁護人の制度や、子どもの犯罪被害者に対する司法面接や親子のセラピーも行う子どもの家、専門課程として犯罪被害者学が設置されているウメオ大学の存在などスウェーデンの

被害者支援は非常に充実していました。

4 まとめ

ノルウェーもスウェーデンも高福祉高負担の国です。消費税は食料品などを除き、原則として25%。家庭保険の加入率は高く、財産的損害の大部分は保険で補償されます。

国としての大きさも、ノルウェーは人口500万人、スウェーデンは人口950万人程度であり、日本と比べれば規模は異なります。

しかし、社会の条件の違いは、犯罪被害者支援についての制度整備の方法論などの手段の違いには結びついても、犯罪被害者が必要とする支援の内容に違いがあるわけではありません。暴力犯罪補償庁の担当者の方は、「犯罪被害者に対しあれこれ制度の説明をするのではなく、まず、ただ話を聞いてあげることが大事である。」とおっしゃっていました。

まさに、犯罪被害者支援の根本に違いはないと実感した瞬間でした。

ノルウェーやスウェーデンだからできる(日本ではできない)のではなく、ノルウェーやスウェーデンで必要とされて有用なものであるのだから、日本でも必要であり有用である。日本ではこれから議論を始めようという段階ではありますが、被害者庁を設立しようという気持ちを改めて強く抱くに至った今回の2カ国訪問でした。



中央の男性が犯罪被害者庁のウルフ・イエルッペ氏、その男性の左2人目の女性が強制執行庁のティーナ・ヘッグマルク氏